

令和4年度第2回（5月）幸田町教育委員会定例会 会議録

開会日時 令和4年5月6日（金） 午前 9時01分

閉会日時 令和4年5月6日（金） 午前10時22分

場 所 幸田町役場 4階 401会議室

出席者 教育長 池田和博
委 員 立花千加子
委 員 伊藤秀雄
委 員 壁谷昭代
委 員 中西雅俊

説明のため出席した職員

教育部長 吉本智明、学校教育課長 安藤秀行

生涯学習課長 鴨下直史、学校教育課学校指導担当課長 小嶋智香

学校教育課指導主事 近藤克幸、同 矢野功一、同 本多陽子

会議録作成職員

学校教育課長補佐 近藤京子

議事事項

- 第4号 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）に関する意見の聴取について
第5号 令和5年度使用教科書の採択について
承認第1号 令和4年度幸田町立小中学校学級編制の届出について
承認第2号 令和4年度幸田町学校給食運営委員会委員の委嘱について
承認第3号 令和4年度幸田町学校給食会理事及び監事の委嘱について
承認第4号 令和4年度幸田町奨学金支給審査委員会委員の委嘱について
承認第5号 令和4年度幸田町社会教育委員の委嘱について
承認第6号 職員の処分について

（議事の要旨等）

教育長 議事に入る前に、承認第6号議案 職員の処分については、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項
ただし書の規定により、審議を非公開とすることを発議し、
賛成委員の挙手を求める。

委 員 挙手（全員）
教育長 審議を非公開とすることを決定

■第4号議案

令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）に関する意見の聴取について
学校教育課長 議案書等により説明
教育長 質疑を許可
（質疑なし）
教育長 第4号議案「令和4年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
に関する意見の聴取について」の採決（挙手を求める）
委 員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第5号議案

令和5年度使用教科書の採択について
学校教育課長 議案書等により説明
教育長 質疑を許可
（質疑なし）
教育長 第5号議案「令和5年度使用教科書の採択について」の採決
（挙手を求める）
委 員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■承認第1号議案

令和4年度幸田町立小中学校学級編制の届出について
学校教育課長 議案書等により説明
教育長 質疑を許可
伊藤委員 特別支援学級が増えてきていると新聞でも取り上げられて
いるが、本町の傾向は。
学校指導担当課長 昨年度と比べると小学校の児童数4名増加、中学校の生徒
数については、増減なし。大きな変動はないと考えている。
立花委員 令和7年度までに全学年35人学級になるということによ
ろしいか。
学校指導担当課長 1年毎に1学年ずつ順番に35人学級に引き上げていく。
来年度は国としては、4年生までが35人学級となる。

教育長 承認第1号議案「令和4年度幸田町立小中学校学級編制の届出について」の採決（挙手を求める。）
委員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■承認第2号議案

令和4年度幸田町学校給食運営委員会委員の委嘱について
学校教育課長 議案書等により説明
教育長 質疑を許可
（質疑なし）
教育長 承認第2号議案「令和4年度幸田町学校給食運営委員会委員の委嘱について」の採決（挙手を求める。）
委員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■承認第3号議案

令和4年度幸田町学校給食会理事及び監事の委嘱について
学校教育課長 議案書等により説明
教育長 質疑を許可
中西委員 給食会という組織体は何を指していて、どういう運営をしているのか。
学校教育課長 教育委員会としては、給食センターを事実上運営する組織として給食会があり、給食会に学校給食を作る業務を委託している。
中西委員 法人としての給食会が学校給食を運営し、それに対する外部団体の運営を管理するのが運営委員会で、給食会の中の理事や監事が組織の中の管理運営をしているという考え方で良いか。そういう考え方でいいと思います。
学校教育課長 承認第3号議案「令和4年度幸田町学校給食会理事及び監事の委嘱について」の採決（挙手を求める。）
教育長 挙手（全員）
委員 原案のとおり可決することを宣言
教育長

■承認第4号議案

令和4年度幸田町奨学金支給審査委員会委員の委嘱について
学校教育課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可
(質疑なし)
教育長 承認第4号議案「令和4年度幸田町奨学金支給審査委員会
委員の委嘱について」の採決（挙手を求める。）
委 員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■承認第5号議案

令和4年度幸田町社会教育委員の委嘱について
生涯学習課長 議案書等により説明
教育長 質疑を許可
(質疑なし)
教育長 承認第5号議案「令和4年度幸田町社会教育委員の委嘱に
ついて」の採決（挙手を求める。）
委 員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■承認第6号議案

職員の処分について（非公開）

幸田町教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月1日

教育長 池田 和博

委 員 璧谷 昭代

会議録作成職員
学校教育課長補佐 近藤 京子